

第9章 文化財の防災・防犯

1 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

与謝野町には有形・無形を問わず国指定文化財や京都府指定文化財をはじめとした数多くの指定・登録・暫定登録等の文化財があり、種別も建造物、美術工芸品、遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物等多岐にわたっています。文化財は滅失毀損から回復することができないため、貴重な文化財を次世代へと継承するためには、防災・防犯対策は欠かすことのできない取り組みです。

当町でも京都府文化財保護指導委員による巡視をはじめとして、消防署と連携した防火査察や消防訓練のほか、文化財所有者等に対して文化財防火運動の周知を行い、自動火災報知機の設置協力を依頼するなど、防災・防犯対策を推進してきました。

また、加悦伝統的建造物群保存地区における防災計画の策定のための調査・検討を行いました。しかしながら、自動火災報知機の設置や建造物の耐震化をはじめとした設備整備面において現状は全面的に十分であると言える状態ではなく、さらに近年は全国的にも地震・台風・集中豪雨といった自然災害の他にも、ノートルダム大聖堂や首里城跡など火災による文化財への被害が発生していることから、所有者・管理責任者の防災・防犯の意識の向上を図るとともに、行政と地域、協力団体が連携してさらなる防災・防犯対策の強化を図っていく必要があります。殊に、加悦伝統的建造物群保存地区は建物が隣接していますので、火災の類焼や地震での連鎖倒壊などが危惧されます。

2 文化財の防災・防犯に関する方針

第2次与謝野町総合計画では、「美しくて住みやすい安心安全なまち」実現のために、住民の交通安全意識や自主防犯意識の高揚を図るとともに、交通安全・防犯設備などにより、安心して過ごせる地域づくりを推進することとしています。また、「与謝野町地域防災計画」（平成19年3月21日策定、平成25年5月22日改訂、平成28年5月31日改訂）では当町全域に関する防災・防犯対策を講じています。

本地域計画では、この第2次与謝野町総合計画、与謝野町地域防災計画を踏まえた上で、当町内に存在する文化財の維持と保全を図るため、防災担当課と連携して総合的な防災・防犯に対する取り組みをまとめ、実施を図ることで文化財への被害を最小限にとどめることを目的とします。

まずは、所有者・管理者が日常的に防災・防犯意識を保持し続けることを定期的に喚起するとともに、防災対策としては防火・防災設備等の整備や耐震強化、防犯対策としてはカメラの

設置など防犯環境の整備を行うこととし、さらに事故・災害時の対応に関する点検・設備整備も進めていくこととします。殊に、加悦伝統的建造物群保存地区は建物が隣接しているだけに被害が大きくなりやすいため、防災・耐震対策並びに防災計画が必要です。

〔与謝野町の関連個別計画等〕

- ・第2次与謝野町総合計画
- ・与謝野町地域防災計画
- ・与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画
- ・与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区防災計画
- ・文化財所有者のための防災対策マニュアル（京都府）

〔国・京都府の関連計画等〕

- ・文化庁防災業務計画
- ・国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン
- ・国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン
- ・世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画
- ・近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定
- ・京都府文化財災害予防計画
- ・文化財所有者のための防災対策マニュアル（京都府）

3 文化財の防災・防犯に関する措置

第一に、指定等文化財の所有者・管理者が日常的に防災・防犯意識を保持し続けることを定期的に喚起するとともに、防災対策としては防火・防災設備等の整備や耐震強化、防犯対策としてはカメラの設置など防犯環境の整備を行うこととし、さらに事故・災害時の対応に関する点検・設備整備も進めていくこととします。合わせて、与謝野町内に多数存在する未指定文化財に関しても、文化財防火デーを機として、防災・防犯意識を促します。

殊に、加悦伝統的建造物群保存地区は建物が隣接しているだけに被害が大きくなりやすいため、防災・耐震対策並びに防災計画が必要です。

防災・防犯に関する具体的な措置としては、まず日常点検を促し、盗難にあった場合に文化財を特定できるようにするための管理台帳（目録・写真）の整備、文化財周辺の定期的な巡回・監視、防犯性能の高い錠への変更や錠の数を増やすといった施錠の厳格化、不審者が侵入できないようにするための侵入防止措置、カメラなど防犯設備の設置や点検に加えて、万が一に備えた警察署・消防署・教育委員会など関係機関との連携を行うことを促進します。

建造物・加悦伝統的建造物群保存地区は火災・地震で大きな被害を受けやすいものですので、防災計画を策定し、それに基づき、防災・耐震対策を推進します。建造物等の耐震化にあたっては、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する方針」（平成8年（1996）1月、文

化庁)、「重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引(改訂版)」(平成29年(2017)3月、文化庁)、「伝統的建造物群の耐震対策の手引き」(令和2年(2020)1月、文化庁)等を踏まえつつ、専門家による指導助言のもと、必要に応じて、文化財の価値を損なわない適切な耐震補強を推進します。

また、建造物・美術工芸品等の保管施設の設備整備を進め、あわせて防災計画の策定や設備の定期点検、地域と連携した定期的な防災訓練の実施、防災訓練、文化財救出計画の策定、文化財救出訓練等の実施に向けた指導・助言を行うこととします。

表 17 整備すべき設備 凡例： 下線は指定文化財の義務措置

文化財の種別	整備内容	設備具体例
・建造物 ・伝統的建造物群	①防火設備の整備 ②警報設備の充実 ③初期消火設備の整備 ④延焼防止対策の充実	① <u>自動火災報知機</u> 、避雷設備 ②煙感知器、炎感知器、放火監視センサー、赤外線センサー、漏電ブレーカー ③ <u>消火器</u> 、消火栓設備、自動消火設備等 消火器具 ④防災性能を有するものへの内装変更、放水銃、ドレンチャー
・美術工芸品 ・有形民俗文化財	①防火設備の整備 ②警報設備の充実 ③初期消火対策 ④延焼防止対策の充実 ⑤特性に応じた防火設備の整備	①自動火災報知機、避雷設備 ②煙感知器、炎感知器、放火監視センサー、赤外線センサー、漏電ブレーカー ③ <u>消火器</u> 、消火栓設備、自動消火設備等 消火器具 ④防災性能を有するものへの内装変更、放水銃、ドレンチャー ⑤二酸化炭素消火設備
史跡・名勝・天然記念物	①特性に応じた防火設備の整備	

以下は、第7章 オ「基本方針2-3【受け継ぐ】防災・防火・防犯対策に取り組みます」への措置です。

49

事業名	防災・防犯意識啓発事業									
事業内容	文化財防火デーに合わせて文化財の防災意識を喚起する告知を実施します。 ・中心取組主体：行政 ・財源：与謝野町負担									
事業期間(年度/令和)	④	⑤	⑥	⑦	⑧					
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他

50

事業名	日常点検事業									
事業内容	建造物・美術工芸品等の管理台帳を整備し、日常的な点検の実施を推進します。 ・中心取組主体：町民ほか所有者・管理責任者 ・財源：主に所有者等負担									
事業期間(年度/令和)	4	⑤	⑥	⑦	⑧					
取組主体	行政	○	専門家		団体			町民	◎	
財源	与謝野町		京都府		国			民間自費	◎	寄付他

51

事業名	防災体制整備事業									
事業内容	建造物等の消防計画の作成・定期的な防災訓練の実施を推進します。 ・中心取組主体：町民ほか所有者・管理責任者 ・財源：主に所有者等負担									
事業期間(年度/令和)	4	⑤	⑥	⑦	⑧					
取組主体	行政	○	専門家		団体			町民	◎	
財源	与謝野町		京都府		国			民間自費	◎	寄付他

52

事業名	防火体制整備事業									
事業内容	自動火災報知機・消火器等の防火・初期消火設備の整備及び延焼防止策の充実を推進します。 ・中心取組主体：町民ほか所有者・管理責任者 ・財源：主に所有者等負担									
事業期間(年度/令和)	4	⑤	⑥	⑦	⑧					
取組主体	行政	○	専門家		団体			町民	◎	
財源	与謝野町	○	京都府		国			民間自費	◎	寄付他

53

事業名	防犯体制整備事業									
事業内容	美術工芸品等を収蔵する施設の施錠等侵入防止措置・カメラ等防犯設備の設置及び警報設備の充実を推進します。 ・中心取組主体：町民ほか所有者・管理責任者 ・財源：主に所有者等負担									
事業期間（年度/令和）	④	⑤	⑥	⑦	⑧					
取組主体	行政	○	専門家		団体		町民	◎		
財源	与謝野町	○	京都府		国		民間自費	◎	寄付他	

54

事業名	加悦伝統的建造物群保存地区の防災対策事業									
事業内容	「与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区防災計画」に基づき 防災事業の実施計画を策定します。また事業計画を定期的に見直し、防災対策を強化します。当面の対策として地区内住民に対し、防火・防災に関するパンフレットの配布・回覧、研修会の実施などにより防災に関わる意識啓発を行います。並行して共同消防訓練の実施及び消火設備の充実を推進します。 ・中心取組主体：町民ほか所有者・行政・管理責任者 ・財源：主に所有者等負担									
事業期間（年度/令和）	④	⑤	⑥	⑦	⑧					
取組主体	行政	○	専門家		団体		町民	◎		
財源	与謝野町	○	京都府		国		民間自費	◎	寄付他	

55

事業名	災害時の体制整備事業									
事業内容	災害時の被害状況調査・被災した文化財レスキュー活動や文化財の修理方法の指導・助言を行う体制の整備を推進します。 ・中心取組主体：行政・専門家 ・財源：与謝野町負担									
事業期間（年度/令和）	4	5	⑥	⑦	⑧					
取組主体	行政	◎	専門家	◎	団体		町民	○		
財源	与謝野町	◎	京都府		国		民間自費		寄付他	

56

事業名	与謝野町文化財防災防犯マニュアル整備事業									
事業内容	建造物や美術工芸品を災害や盗難から守るための対策マニュアルを整備します。整備の検討では大学等の防災防犯専門機関の協力を得て実施します。									
事業期間（年度/令和）	④	⑤	⑥	7	8					
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体		町民		所有者	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国		民間自費		寄付他	

4 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

今後のさらなる防災・防犯事業を推進していくために「与謝野町文化財防災検討協議会」を組織し、文化庁作成の「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」及び京都府作成の「文化財所有者のための防災対策マニュアル」に準じた与謝野町版「文化財防火防犯マニュアル」を作成し、文化財所有者・管理者による防火防犯意識の向上を促すとともに、マニュアルに基づいた文化財の防災・防犯体制の整備を推進します。

また、与謝野町文化財防災検討協議会では、文化財の耐震化、防災・防犯設備や周辺環境の整備、災害に備えた平時からの救援ネットワークの構築、災害が起きた場合の被害情報の収集、京都府内の自治体をはじめとした近隣市町等の文化財担当課と連携した緊急的なレスキュー活動体制など、災害発生時に行う取組に関する整備などについて検討します。特に、火災・地震で大きな被害を受けやすい加悦伝統的建造物群保存地区の防災・耐震対策について検討します。



消火訓練の様子（加悦伝統的建造物群保存地区内にて）

第 10 章 文化財の保存・活用の推進体制

1 文化財の保存・活用の推進体制

与謝野町の文化財保護行政は、現在、教育委員会部局の所管事務となっています。文化財の保護業務を保存と活用に分けた場合は、保存業務の全般は教育委員会事務局社会教育課で行いますが、活用に関しては、歴史文化施設のうち、旧尾藤家住宅・旧加悦町役場庁舎・旧加悦鉄道駅舎の維持管理活用は観光部署（観光交流課）が行っています。また、歴史文化施設・文芸施設のいくつかは指定管理制度を利用して管理運営をしています。これら現在の体制は以下のとおりとなっています。

表 18 文化財の保存・活用の体制

■体 制	令和 4 年 3 月 31 日時点
<u>社会教育課「文化財保護係」</u>	
・業務内容：文化財の調査・研究・保存・活用に関すること。	
・職 員：4 人（うち、総括ほか専門職 1 人、建造物・伝建地区事務職員 1 人、埋蔵文化財専門職 1 人（会計年度職員）、文学・美術工芸専門職員 1 人）	
<u>社会教育課</u>	
・業務内容：社会教育・社会体育・文化財に関すること。	
・職 員：11 人（総括 1 人・社会教育係 5 人・社会体育係 1 人・文化財保護係 4 人）	
<u>観光交流課</u>	
・業務内容：観光振興・観光施設に関すること。	
・職 員：7 人	
<u>学校教育課</u>	
・業務内容：小中学校教育に関すること。	
・職 員：15 人（うち、学校教育係 8 人）	
<u>防災安全課</u>	
・業務内容：・消防・防災・防犯・交通安全に関すること。	
・職 員：5 人	
<u>企画財政課</u>	
・業務内容：予算及び執行調整の総合企画調整・行政財経営マネジメントに関すること。	
・職 員：14 人（うち、企画政策係 5 人・広報情報係 4 人）	

CATV センター

- ・業務内容：ケーブルテレビの番組編集・放送に関すること。
- ・職員：6人

建設課

- ・業務内容：道路整備・河川整備・都市計画・公園・景観に関すること。
- ・職員：14人

商工振興課

- ・業務内容：商工業・織物業・SDGs 推進に関すること。
- ・職員：7人

住民環境課

- ・業務内容：戸籍・人権・廃棄物・環境美化保全に関すること
- ・職員：7人（うち、環境係3人）

農林課

- ・業務内容：農業林業振興・鳥獣保護に関すること。
- ・職員：12人

■ 審議会等

与謝野町文化財保護委員会

- ・職務内容：文化財の指定等の答申や文化財事業に助言をする。
- ・体制：主に地域住民のうちで文化財に関心の高い人たちで構成（定数 10 人以内、与謝野町教育委員会が委員委嘱）。

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会

- ・職務内容：与謝野町教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、又これらの事項について教育委員会に建議する。
- ・体制：建築と都市計画の専門家や加悦伝統的建造物群保存地区住民らで構成（定数 15 人以内、与謝野町教育委員会が委員委嘱）。

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区防災事業検討会議

- ・職務内容：加悦伝統的建造物群保存地区における防災の取組に助言をする。
- ・体制：防災の専門家や加悦伝統的建造物群保存地区住民らで構成（与謝野町教育委員会が委員委嘱）。

■関係住民

京都府文化財保護指導委員

- ・職務内容：与謝野町内の国・京都府指定等文化財の巡視を行う。
- ・体制：与謝野町内の住民有志3人（京都府教育委員会が委員委嘱）

■その他民間団体

ちりめん街道を守り育てる会

- ・活動内容：加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）の保存活用を行う。旧尾藤家住宅の指定管理者。
- ・体制：主に加悦伝統的建造物群保存地区内の住民で構成され、会員156人。

古代から未来へつなぐ会合同会社

- ・活動内容：古墳公園の管理運営を行う。与謝野町立古墳公園の指定管理者。
- ・体制：地域住民で構成され、社員5人。

与謝野町観光協会

- ・活動内容：与謝野町の観光案内・観光情報の発信を行う。
- ・体制：主に地域住民数人で構成される一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都 DMO）与謝野地域本部

NPO 法人 加悦鐵道保存会

- ・活動内容：加悦鐵道の歴史文化の保存活用を行う。旧加悦鐵道加悦駅舎の指定管理者。
- ・体制：主に与謝野町外の鐵道愛好家で構成され、会員数約20人。

■広域連携機関

京都府教育庁 指導部 文化財保護課

- ・業務内容：京都府内の文化財の保存・活用に関すること。

京都府 文化スポーツ部 文化政策室

- ・業務内容：京都府内の文化振興に関すること。

京都府立丹後郷土資料館

- ・業務内容：京都府北部地域の歴史文化の調査研究・資料収集・展示活動に関すること。

京丹後市教育委員会事務局 文化財保護課

- ・業務内容：京丹後市内の文化財の保存・活用に関すること。

伊根町教育委員会事務局 社会教育課

- ・業務内容：伊根町内の文化財の保存・活用に関すること。

宮津市教育委員会事務局 社会教育課

- ・業務内容：宮津市内の文化財の保存・活用に関すること。

舞鶴市 市民文化環境部 文化振興課

- ・業務内容：舞鶴市内の文化財の保存・活用に関すること。

福知山市 地域振興部 文化・スポーツ振興課

- ・業務内容：福知山市内の文化財の保存・活用に関すること。

一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都 DMO）

- ・業務内容：海の京都地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、及び与謝野町地域を指す）の連携とネットワークの強化を図り、観光地域づくりの推進、交流人口の拡大、定住促進及び京都府北部地域連携都市圏の取組の具体化により、京都府北部地域全体の振興に寄与すること。

京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会

- ・目的：京都府の北部の日本海と丹波丹後の山々に囲まれた地域に位置する7市町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）が、それぞれの市町の強みを活かした役割分担と機能強化を図り、中核市にも匹敵する公共サービスや都市機能を備えることにより、京都府北部を一つの経済・生活圏として地域の活性化を図る取組みを進めるための組織です。

研究機関連携

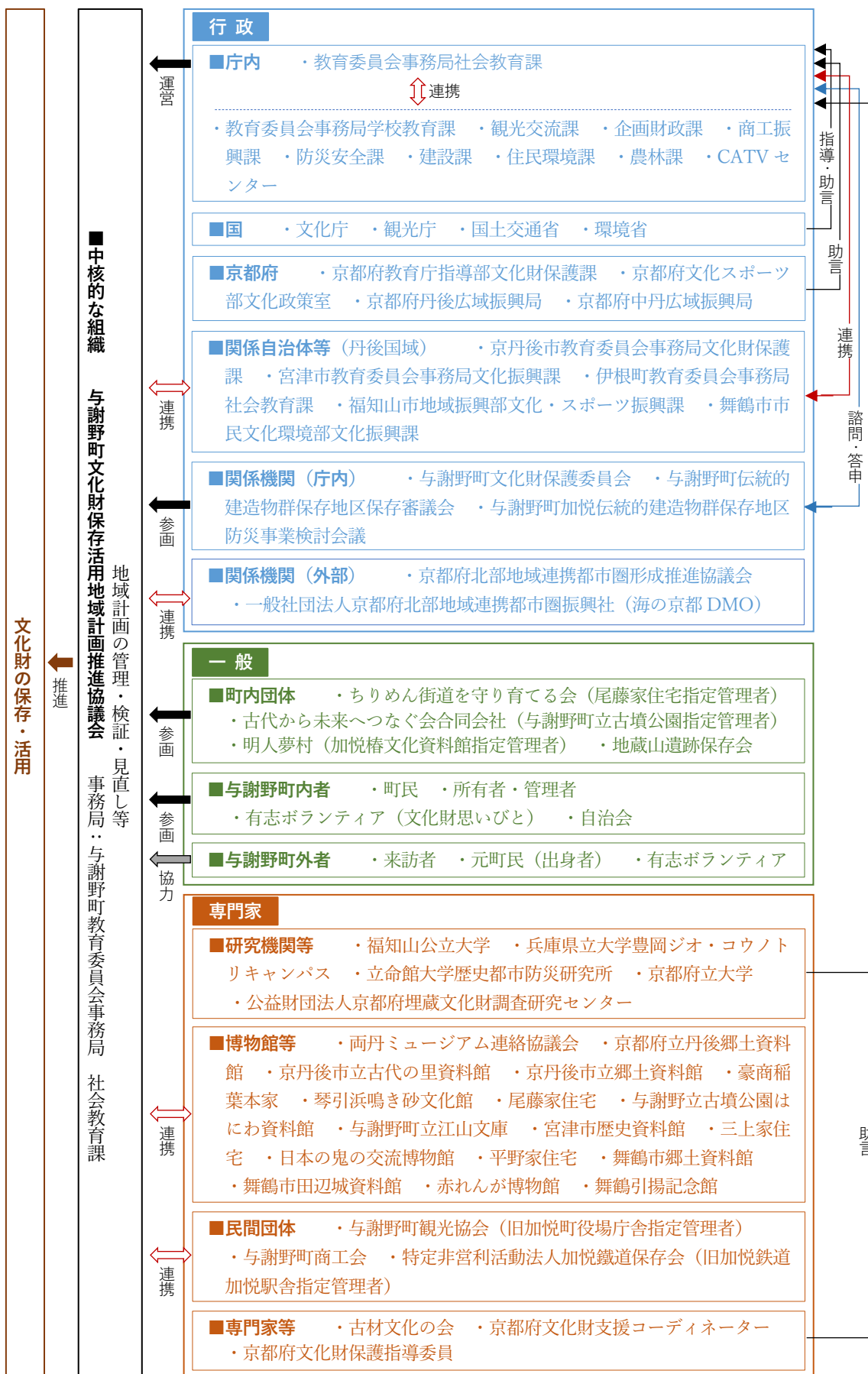
- ・目的：効果的な文化財保護行政を進めるために立命館大学やNPO 古代文化の会などと連携し、文化財の保存に関する専門的な知見を得る。

2 体制整備の方針

本計画の背景には、過疎・少子高齢化社会における確実な文化財の保存継承があります。そのためには、できるだけ多くの人たちから今以上の理解と協力が必要となります。このことが「地域総がかり」で文化財を守り伝えていくと表現されている由縁です。

行政としては、文化財保護行政の専門職員の配置は、土木工事に対する埋蔵文化財の保存が中心となってきたため、専門職員の多くが大学で考古学の専攻者となっています。そのため、文書系資料などの扱いには不慣れなケースが多く、博物館運営事業や自治体史編纂事業などが

表 19 文化財の保存・活用のための推進体制



ない限り、多様な専門分野に及ぶ職員が配置されることは少ないのが実情です。文化財の保存・活用を推進していくためには、第1次的には文化財保護行政部署の専門職員の配置の増加が求められるとともに、同時に、関係部署との連携意識の向上をはかっていくことで、他部署員も含めた庁内行政マンパワーのアップを目指します。

また、財政状況や業務量の都合上、小規模な一つ自治体で複数の分野の専門職員を配置するには自ずと限界があります。そこで、近隣市町の文化財部署と束になった連携体制を構築し、専門分野をシェアできる関係性の獲得を目指します。

行政外としては、文化財に対する多数の理解者・協力者が不可欠です。行政と多数の住民との「官民協働」での取り組みが基礎・基盤とならねばならないと考えます。そのためには、地域住民にとって地域の歴史文化・文化財が「自分たちのモノだ」「自分事だ」という意識を自覚的に持つようになることが肝要です。現状では、氏神祭りや自然景観などにおいては「自分たちのモノ感」が認められるものの、それら以外の分野に対しては「自分たちのモノ感」が高いとは言えません。地域住民が多種多様な文化財の価値を認識し、理解を深めていかない限り、今以上の文化財部署の体制整備を進めることは容易ではありません。

文化財の保存・活用の体制を整備していくためには、庁内行政マンパワーの獲得や近隣市町の文化財部署との連携とシェア、そして、地域住民にとって、歴史文化・文化財が他に代えられない・かけがえのない「自分たちのモノ」であることの自覚を促す取り組みを強く実施・推進していくことが肝要です。地域住民の深い理解を得ることがひいては文化財行政の組織体制の整備につながっていくこととなります。